

令和4年1月5日開催

箕輪町農業委員会第11回総会

会 議 録

1 開催日時 令和4年1月5日(水) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 役場3階講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 英人

事務局次長 唐澤 智大

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。

冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 あけましておめでとうございます。引き続きよろしくをお願いいたします。
オミクロン株が心配ですが、農業委員会は活動を行っていきます。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願い
いたします。

議 長 ただいまから第11回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による
定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、12月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局 上伊那農業委員会協議会市町村会長会が12月1日水曜日 午前10時～午前
11時30分 伊那合同庁舎301号会議室において開催され、会長が出席しま
した。
令和3年度長野県農業委員会女性協議会上伊那支部研修会が12月2日木曜日

午後1時～午後3時45分 飯島町文化館 中ホールで開催され原委員、関委員、倉田委員が出席し、しめ飾りづくり研修を受けてきました。

第10回総会が12月6日月曜日に開催されました。

現地確認を午前9時から、会長、代理、金澤農地部長、赤沼委員、唐澤健二委員、役員会を午前11時から、会長、代理、農地部長、農地副部長、農政部長、農政副部長、農業振興地域除外に係る現地確認、農業委員会意見聴取（全員対象）を午後1時15分から、総会を午後3時から開催しました。

農地法第3条の案件5件、第4条の案件1件、第5条の案件17件については、総会后7日付で許可書を交付しました。

上伊那農業委員会協議会農業者年金加入推進研修会が12月8日水曜日 午後1時30分～午後3時30分 伊那合同庁舎で開催され、関部長、春日代理が出席しました。

長野県選出（5区）国会議員との農政懇談会が12月12日日曜日 午前10時から正午まで飯島町文化館で開催され、藤森委員、原委員が出席しました。

長野県農業再生協議会上伊那地方部総会が12月22日水曜日 午後1時30分～午後3時 県伊那合同庁舎講堂で開催され、会長が出席しました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

20番 唐澤 由寛 委員 1番 春日 初 委員

の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。 売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 福与〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡ 農振地域内です。

売買価格 坪 〇〇円。

譲渡人は 〇〇氏

譲受人は 〇〇氏です。

譲受人は野菜を作付予定です。

2件目の案件です。 売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 福与〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡、三日町〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡ 合計 〇〇㎡ 農振地域内です。
売買価格は 坪〇〇円 (福与)、坪〇〇円 (三日町) です。
譲渡人は 〇〇氏
譲受人は 〇〇氏です。
譲受人はぶどうと米を作付予定です。

3件目の案件です。 売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡ 農振地域内です。
売買価格は 坪 〇〇円です。
譲渡人は 愛知県刈谷市〇〇氏、
譲受人は 〇〇氏です。
譲受人は野菜を作付予定です。

4件目の案件です。 売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡ 合計〇〇㎡ 農振地域内です。
譲渡人は 〇〇、
譲受人は 〇〇氏です。
譲受人は水稻を作付予定です。

5件目の案件です。 売買による所有権移転の申請です。
対象農地は中箕輪〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡
中箕輪〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、
中箕輪〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡ 農振地域外です。
譲渡人は 〇〇氏、
譲受人は 岡谷市 〇〇氏です。
譲受人はそばを作付予定です。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番、2番案件、井口委員。

井口委員 井口です。事務局の説明のとおりですが、1番案件は12月5日に説明を受けました。買い取った方が良いという話になったようです。
2番の関係ですが12月13日に説明を受けました。

両方とも特段問題ないと思われます。

議 長 3 番案件、櫻井委員。

櫻井委員 櫻井です。12月10日に説明を受けました。
野菜をつくりたいとのこと。ご審議をお願いします。

議 長 4 番案件、春日委員。

春日委員 春日です。12月17日の日に説明を受けました。
多少遠隔地の方ですが、耕作をしていただけることになりました。

議 長 5 番案件、関委員。

関委員 関です。12月17日に代理人から説明を受けました。
ご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔異議なし〕の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1 件目の案件です。 住宅敷地に伴う申請です。
対象農地は中箕輪〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡

中箕輪〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡
合計 〇〇㎡ 3種農地です。

申請者は 〇〇氏です。

中箕輪〇〇番〇〇は昭和54年2月に物置用地として5条許可後、登記変更がされずにいました。

平成4年に物置を取り壊して母屋を増設。また中箕輪〇〇番〇〇、中箕輪〇〇番〇〇、中箕輪〇〇番〇〇の3筆は昭和56年ごろから住宅敷地として使用していましたが、今般の調査により登記地目が畑であることが判明し、今回まとめて住宅敷地の転用申請を行うものです。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
（地区担当委員説明）
1番案件、大槻委員。

大槻委員 大槻です。12月10日に説明を受けました。
すでに建物が建っておりますのでご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。使用貸借での住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番(畑) 〇〇㎡ 2種農地です。
借受人は 〇〇氏、貸付人は〇〇氏です。
貸付人は借受人の父です。借受人は現在町営住宅に住んでいますが、父親の土地を使用貸借し、2階建て住宅を建築したいと考えています。

2件目の案件です。売買での所有権移転による倉庫の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡ 2種農地です。
売買価格は 坪〇〇円です。

譲受人は 中箕輪〇〇番〇〇 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇、
譲渡人は 〇〇氏です。

申請地上には昭和57年築の土蔵造の倉庫と昭和48年築の軽量鉄骨材の倉庫があります。今回の所有権移転に際し地目が畑であることが判明しました。過去に転用申請が出されていなかったと思われるため、今回転用申請を行うものです。倉庫はそのままとし、新たな建築物等は建設しません。

3件目の案件です。使用貸借での住宅用地の申請です。

対象農地は中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡ 2種農地です。

借受人は伊那市 〇〇氏、〇〇氏です。

貸付人は〇〇氏です。

申請地は転用事業者の祖父の所有です。

借受人は現在伊那市内のアパートに住んでいますが、祖父の土地を使用貸借し平屋住宅を建築したいと考えています。

4件目の案件です。使用貸借での住宅用地の申請です。

対象農地は中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡ 2種農地です。

借受人は南箕輪村 〇〇氏です。

貸付人は〇〇氏です。

申請地は転用事業者の父の所有です。

借受人は現在南箕輪村内のアパートに住んでいますが、父の土地を使用貸借し両親の住宅の隣に2階建て住宅を建築したいと考えています。

5件目の案件です。使用貸借での住宅用地の申請です。

対象農地は中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、

中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡

合計 〇〇㎡ 2種農地です。

借受人は 〇〇氏、南箕輪村 〇〇氏です。

貸付人は 〇〇氏です。

申請地は転用事業者の父の所有です。借受人は現在南箕輪村内アパートと実家の分散生活をしている状態です。父の土地を使用貸借し実家の隣に2階建て住宅を建築したいと考えています。

6件目の案件です。使用貸借での住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇m² 3種農地です。

借受人は 辰野町 〇〇氏、

貸付人は 〇〇氏です。

申請地は転用事業者の父の所有です。借受人は現在妻と辰野町の社宅に住んでいますが、父の土地を使用貸借し2階建て住宅を建築したいと考えています。

7件目の案件です。賃借による通路の一時転用申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇m² 2種農地です。

賃借料は 坪〇〇円(総額〇〇万円)です。

賃借人は 駒ヶ根市 株式会社〇〇、

賃貸人は 〇〇氏です。

中箕輪〇〇番〇〇～〇〇までの宅地分譲工事予定地への進入路として一時転用するものです。通路のため鉄板を設置します。

8件目の案件です。売買での所有権移転による宅地分譲の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇m² 3種農地(用途地域)です。

売買価格は 坪〇〇円です。

譲受人は 駒ヶ根市 株式会社〇〇、

譲渡人は 〇〇氏です。

譲受人は不動産業者です。申請地は用途地域内であり宅地分譲可能な用地として事業を計画しました。土地所有者と合意したため転用申請を行うものです。

9件目の案件です。賃貸借による事業所・倉庫の申請です。

対象農地は中箕輪〇〇番(田) 〇〇m²、中箕輪〇〇番(田) 〇〇m²

中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇m² 合計〇〇m² 2種農地です。

賃貸借料は 坪〇〇円/年です。

借受人は 有限会社 〇〇 代表取締役 〇〇、貸付人は 〇〇氏です。

当該地は平成7年に展示用管理棟用地、事務所、車、建設機械置場として〇〇

に5条の転用許可が出されましたが、登記の変更がされていませんでした。

ここで〇〇が当該地を事業所兼倉庫として使用するにあたり、変更申請を行う

ものです。

10件目の案件です。 売買での所有権移転による太陽光発電施設の申請です。
11月の県審議会で意見が出たため、事業者が取下げ後、再申請したものです。
対象農地 中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡
合計〇〇㎡ 2種農地です。
売買価格 坪 〇〇円です。
譲受人は 愛知県 株式会社〇〇、
譲渡人は 辰野町 〇〇氏です。
譲渡人は年齢的に当該農地の耕作や管理ができない状態で荒廃地のまま草刈りのみ行っている状態です。
譲受人は日射量が多く、送電線の要領にも余裕がありこの場所を選定しました。

30アールを超える案件ですので、町の承認を受けた後、1月7日に行われる県審議会での審議を行い、許可相当となれば許可を出します。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、小林委員。

小林委員 小林です。12月9日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 2番案件、関委員。

関委員 関です。3条でお話しした関連の案件です。

議 長 3番案件、小野委員。

小野委員 小野です。12月19日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 4番案件、唐澤由寛委員。

唐澤由寛委員 唐澤です。12月15日に説明を受けました。問題ないかと思います。

議 長 5番、6番案件、春日委員。

春日委員 春日です。説明があったように2件とも住宅の申請です。

議 長 7 番、8 番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 唐澤です。事務局から説明のあった通りです。

議 長 9 番案件、春日委員。

春日委員 春日です。建設業者から申請のあった案件です。

議 長 10 番案件は11月に説明がありましたのでここでは省略します。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集
積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理
事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を
行った農地の状況となります。

58ページは、総括表となります。

田 611㎡ 畑 20,797㎡ 合計 21,408㎡

59ページからは、借り手の状況となります。

61ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和4年1月7日、終期は 令和13年12月31日となります。

それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理
事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に
よる農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について説明いたします。
64ページは、総括表となります。
田 46,469㎡ 畑 22,991㎡ 合計69,460㎡
65ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
78ページをお開きください。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。28件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

報告第1号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

84ページをお開きください。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。

全部で12件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議長

続きまして、日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明をいたします。
90ページをお開きください。

農業用倉庫に伴う申請です。

対象農地は ○○地区○○ (畑) ○○㎡ 2種農地です。

申請者は ○○氏です。

対象農地のうち ○○㎡へ農業用倉庫を設置します。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第3号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかきたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思います。

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

20 番

1 番
